

第三者委員会の調査報告書を受けた対応について

経過等

- ・平成30年1月、当時中学校1年生の生徒の自死事案が発生。
- ・同年5月に第三者委員会が設置され、令和2年3月に調査報告書が提出、「心理的苦痛を惹起すべき事情が自死の要因となっていることが認められ、これら事情と自死との間の因果関係（法的な相当因果関係の意ではない）が認められる。」とされた。

指摘事項を踏まえた検証結果

- (1) 「大阪市いじめ対策基本方針」に対する理解が不十分。
いじめに対する認識も統一されていなかった。
- (2) いじめを早期発見する組織的な機能が十分に働いていなかった。
- (3) 事案発生後の組織的対応が不十分であった。
- (4) 遺族(保護者)に寄り添った対応の視点が弱く、遺族の要望等を最大限尊重できなかった。

教育委員会の具体的な取組

- (1) 指導部長訓示動画を全教職員で視聴。
- (2) 「大阪市いじめ対策基本方針」の内容理解のe-ラーニング研修の実施。
- (3) 全校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を再確認。
- (4) 検証結果に基づく対応ポイントを全校周知。

「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底

関係者に対する処分

【当該中学校】

学級担任 [文書訓告相当] (退職済)

生徒に対し暴言を吐いたほか、生徒の動向に基づくいじめの疑いについて、管理職に報告すべきところ怠った。

学年主任 [口頭注意]

いじめアンケートで把握した、いじめに関する記載について、管理職に報告すべきところ怠った。

校長 [文書訓告]

いじめ事案を未然に防止することができず、事案発生後も早期対応することができなかった管理監督責任。

【教育委員会事務局】

担当課長 [事務局指導]

いじめ事案発生後、組織的な対応が十分でなかった管理監督責任。